

「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」（2次公募）公募要件について

1. 補助対象事業

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等になります。

2. 補助対象者

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかを満たす者。

(1) 革新的サービス・ものづくり開発支援

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

(2) 交付決定日から平成28年12月31日(土)までに申請事業を終了すること。

3. 補助対象経費・補助上限額・補助率・採択予定件数

対象経費の区分	補助上限額	補助率	採択予定件数
(1) 一般型 機械装置費、技術導入費、運搬費、 専門家経費	1,000万円	補助対象経費の 3分の2以内	全国で 概ね100件 程度
(2) 小規模型 機械装置費、技術導入費、運搬費、 専門家経費	500万円		

※一般型においては、経営力向上計画の認定を受けた事業者は加点する。

※経営力向上計画の認定について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

4. 公募開始時期

7月上旬予定

5. その他

公募要件の内容は、あくまで現時点でのものであり、今後変更される可能性があります。